

令和元年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>1920年に「田島ヶ原サクラソウ自生地」が国の天然記念物として指定され、2020年で100周年となる。防音壁の絵もその一つだが、100周年をどう祝ったらよいか検討している。さくら草まつり等で何かできないか。</p>	<p>桜区の「田島ヶ原サクラソウ自生地」が、100周年を迎えることを祝福いたします。サクラソウ写真コンクール時の写真データなど、区には多くあります。防音壁へ絵を掲載するにあたり、サクラソウの写真データの提供など、区としてもできることは協力してまいります。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
2	<p>先般、荒川が氾濫した際を想定し避難所が示された。田島第二地区は埼玉大学附属小学校が避難所に指定されている。役員会では附属小学校の場所がわからないという意見や、遠い等の意見があった。今後、桜区全体または土合地区などで合同の避難訓練をしてはどうか。</p>	<p>桜区では、近年の豪雨災害の発生を踏まえ、自治会ごとに推奨する浸水想定区域外の避難所を指定し、ホームページに公表しておりますが、地震を想定した訓練だけでなく、大規模水害（洪水）を想定した訓練を実施する必要があると認識しております。まずは各自主防災会において避難経路の確認を行っていただく等十分にご協議いただいた後、訓練を実施していただければと思います。また、荒川氾濫時の避難所運営には、広域避難元と広域避難先の各避難所運営委員会の連携が必要であることから、相互の意見交換などを通してより良い運営方法を検討してまいります。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
3	<p>西浦和駅前には、たばこの吸い殻やビン・カンのポイ捨てが多い。毎朝ボランティアの方が拾ってくれているが、西浦和駅にも喫煙場所をつくることはできないか。</p>	<p>市では「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、大宮駅など乗降客数の多い市内7駅周辺を「環境美化重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」に指定し、環境美化指導員による巡回指導を実施するとともに、区域内に指定喫煙場所を設置し、分煙環境を整備しています。現在、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、さいたま新都心駅や浦和美園駅等の市内5駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定することを予定していますが、その他の駅については新たな路上喫煙禁止区域の指定及び指定喫煙場所の設置予定はありません。しかし、市では、路上喫煙禁止区域の指定の他に、「路上禁煙推進モデル事業」を実施しています。本事業は、条例による指導、罰則適用といったルールに基づくものではなく、路上喫煙やポイ捨ては、人のモラルやマナーを基本とするとの考えにより地域の皆様と市との協働による環境美化の取組を行っています。すでに、東浦和一丁目自治会、氷川の杜まちづくり協議会及び日進駅南地区まちづくり運営協議会の3団体と協定を結んでおり、各団体の皆様が定期的な清掃活動を行い、市は清掃用具及びごみ袋をご用意する他、周知啓発として路上禁煙を促す看板や路面シートの設置、必要に応じて喫煙場所として灰皿を設置する等、活動を支援しています。市では、この「路上禁煙推進モデル事業」を今後も積極的に推進していきたいと考えており、西浦和駅においても、ご提案にあります「モデル地区」として、田島第二自治会のみならずははじめ、地域団体の方々に、市との協働による地域の環境美化活動についてご検討いただけたら幸いです。 【環境局 資源循環推進部 資源循環政策課】</p>
4	<p>今月の14～15日に田島の獅子舞とみこしのお祭りがある。パンフレットを作ったので、お祭りまでの期間限定で、公共施設の掲示板等にポスターを貼らせてもらえないか。</p>	<p>ポスター掲示については各施設管理者の判断になりますが、桜区役所においては、市又は区の名義後援をしており、かつ掲示できるスペースがある場合等においては、掲示するよう協力いたします。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
5	<p>来年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会へ、未来を担う子どもたちに観戦をさせてあげることができないか。さいたま市で世界の選手を直接見る事ができたら素晴らしいことだと思う。</p>	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、東京都、その他会場所在地都道府県、被災地の小学校から高校及び特別支援学校をはじめとした全国各地の児童・生徒向けに「学校連携観戦プログラム」という取組を実施しています。市の対応につきましては、関係所管課で協議してまいります。 【スポーツ文化局 オリンピック・パラリンピック部】 【教育委員会 学校教育部 指導1課】</p>
6	<p>油面川について、町谷地区近辺で雑草が生い茂っている場所があるので、対応をお願いしたい。 また、土合中学校と新大宮バイパスの間や町谷1丁目からパチンコ屋さんの箇所等で、川底に草が生えている場所があるので、対応をお願いしたい。</p>	<p>当該場所の油面川の除草につきましては、既に管理担当課である南部建設事務所河川整備課に依頼済みです。今後も同様の事案がございましたら、くらし応援室までご連絡ください。 【桜区役所 くらし応援室】</p>

令和元年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p>土合中学校の西側に30年近く廃屋になっている家がある。中学生も多く通り、犯罪にまきこまれる危険もあるので、対応をお願いしたい。</p>	<p>くらし応援室では、空き家等の相談や情報提供をいただきますと、くらし応援室がその空き家等の状況を確認し、所有者等の住所・連絡先を調査しております。 該当の空き家等については、現在所有者に対して文書で状態の改善をお願いしております。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
8	<p>市の法律相談については、刑事事件を扱っていない。刑事事件も相談できる体制を整備してほしい。</p>	<p>市の市民相談は、問題の解決に向けて相談者が取り得る方策や手続き等を、法律の観点から助言をするものであり、相談後に助言を参考にして、ご自身の判断で解決の方策を検討していただくものです。 そのため、刑事事件をはじめ、調停、係争中の民事事件については、具体的かつ迅速な判断及び対応が求められるものとなるため、現時点では市民相談の対象とする予定はございません。 なお、刑事事件に関するご相談であっても、民事上の損害賠償請求を検討している場合等は、市民相談として受けることが可能な案件もございますので、まずは市民生活安全課もしくは各区役所くらし応援室にご相談下さい。 【市民局 市民生活部 市民生活安全課】</p>
9	<p>自治会で名簿をつくる際、住所や電話番号を教えたくないという人が増えている。自治会では、亡くなった方がいた場合に弔慰金を支払っているが連絡を取る事ができなかつたり、運動会などの中止をお知らせする連絡網がつくりづらくなつたりして、個人情報の取扱いについて悩んでいる。</p>	<p>平成29年5月より自治会が作成する会員名簿も、個人情報保護法の適用を受けることになりました。法律の規定により、集めた情報を目的外に使用することはできないため、自治会で個人情報の取扱いを明文化しておき、予め会員の安心を得ておくことにより、個人情報の提供に協力しやすい環境を整えておくことといたします。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
10	<p>ごみ収集所について、新築が何軒以上建った場合につくらなければならないか等の決まりはあるか。</p>	<p>ごみ収集所の設置につきまして市では、5世帯以上の物件を新築する事業者に対して収集所を設置するよう求めており、管轄の清掃事務所（桜区内であれば大崎清掃事務所）と収集所の設置等についての事前協議を行うことになっております。 【環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課】</p>
11	<p>アパートなどの場合、1軒で10～20世帯が入る場合があるが、その場合ごみ収集所はつくれるのか。またワンルームは特にごみの分別が良くないように感じる。アパート等を建てる時点で分別方法を申し入れるべきだと思うが意見を聞きたい。</p>	<p>ごみ収集所の設置につきまして市では、5世帯以上の物件を新築する事業者に対して収集所を設置するよう求めております。 なお、開発行為が行われる場合は、管轄の清掃事務所（桜区内であれば大崎清掃事務所）と収集所の設置等についての事前協議を行うことになっております。 収集所の管理につきましては、利用される方々をお願いしておりますので、アパートの居住者の方のごみ出しに関しては、管理会社が分かれば市から管理会社へ指導を行っております。 ごみ出しマナーの改善・分別啓発としては、家庭ごみの出し方マニュアルを年度初めに全戸配布を行っていることと、さいたま市に転入される方につきましても区役所にてマニュアルをお渡ししています。また、簡易な分別啓発看板を廃棄物対策課、各区役所くらし応援室にてお渡ししておりますので、ご連絡ください。 その他、廃棄物対策課及び管轄の大崎清掃事務所にてごみの排出指導等も含め、ご相談を承っておりますので、お気づきの点がございましたらご連絡ください。 【環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課】</p>
12	<p>堀水川トンネル西側を出た五差路に横断歩道専用の信号機が設置されているが、高齢者等は、渡り切れない場合がある。さらに、電柱が邪魔で見通しが悪いうえ、ミラーもない等危険な状態になっているので、対応して欲しい。</p>	<p>この件については、区でも把握しております。道路建設の際、警察と協議し、現況の形状となっておりますが、地元の方からも横断歩道を渡る際危険との話は伺っております。 今回の信号機についてのご意見につきましては、区から浦和西警察署にお伝えしました。（令和元年8月） 区としましては、関係機関と連携できる限りの対応をさせていただきます。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
13	<p>当自治会のエリアには、JRの研修センターがあり、自治会で施設の利用について確認したところ、防災訓練の為なら開放できるとの説明を受けた。 「いきいき百歳体操」の人数が増えてきており、会議室を無料で開放していただくことはできないかと考えている。現在、人数が多い際は、有料で別の場所を借りている。</p>	<p>JRの研修センターについては、借用の可否を確認しましたが、やはり難しいとのことでした。 「いきいき百歳体操」の活動に経費が必要な場合があると思いますが、住民主体の活動について、収入で不足する経費を補助する事業を予定しておりますので、内容については高齢介護課までご相談ください。 【桜区役所 健康福祉部 高齢介護課】</p>

令和元年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
14	<p>JRが敷地内の草刈りを行った際、刈った草の他に、ピン・缶等が分別されない状態で近隣のごみ収集所に出されている。JRに対し、市から申し入れて欲しい。</p>	<p>該当のごみ収集所を確認させていただきましたが、分別されていない状態を確認できませんでした。また、同様な状態になりましたら、くらし応援室までご連絡ください。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
15	<p>本年度の防災訓練を計画するにあたり、3月14日に桜消防署に出向き、6月9日に実施することで話し合いをした。従前から防災訓練では、総合訓練から避難訓練、消火訓練、煙体験、AED操作訓練等を行ってきた。今回の防災訓練では趣向を変え、起震車及びはしご車の要望をしたが派遣してもらえなかった。起震車については、台数が少く、事前に申し入れても使えなかったため、自治会として不満がある。今回は、はしご車については、駐車場のスペースの問題で難しいと回答を受けた。北浦和マンションでは平成22年にははしご車の派遣を受けたことがある。当時は高層マンションが少なかったが、現在は多数あるため、高層階の脱出の訓練にもなり、お互いに訓練の価値が上がるのではないかと考える。行政側からも防災訓練の実施や、防災計画の策定を指導しているため、お互いが納得できるような環境を整備してほしい。</p>	<p>市では防災広報車(起震車)を1台運用しているところですが、起震車の要望は時期や曜日により集中することがあり、重複する場合は公平性を確保するために6カ月前に抽選により決定することとなっています。つきましては、利用をご希望される月から起算して6カ月以前にご相談ください。 また、はしご車の救出訓練につきましては、車両の進入障害、はしごの架梯障害及び安全措置等を踏まえ、可能な範囲で実施させていただきます。 今後も効果的な防災訓練の実施に向けて自治会の皆様と協議し対応してまいります。 【消防局 桜消防署 消防1課】</p>
16	<p>さいたま市は大宮区に防災センターがある。学校で防災訓練を行う際に、小中学校の生徒にこの防災センターを活用してもらいたい。そこには地震体験のコーナーもあるので、起震車が利用できなくても、震度7までの地震を体感できる。また、根本的な防災教育の在り方を見直し、小中学校のカリキュラムに防災に関する学習を組み込み、今までは助けてもらう立場として取り組んでいたものを、自分たちが率先して何かの役に立つ形になるように意識が変わってくる。市教育委員会にお伝え願いたい。</p>	<p>防災センターは、貴重な防災訓練の体験ができる施設と認識しており、既に利用している学校も、市内にはございます。児童生徒数と施設規模との関係などの課題もございますが、各学校へは施設についての周知を進めてまいります。 また、教育委員会では、資料『学校における防災教育』を作成しており、それに基づき、各学校は計画的に防災教育を行っております。 今後も、災害時に自助・共助ができる子どもの育成に向け、防災教育を推進してまいります。 【教育委員会 学校教育部 健康教育課】</p>
17	<p>今年の初め自治会宛に、水害の際の避難先として、中央区側の希望する避難所を出してほしいという照会があり回答したが、その後連絡がない。どうなったのか。</p>	<p>本格的な台風シーズンを迎えていることから、8月中旬に区として「自治会ごとに推奨する避難所」を指定し、ホームページ上で公表したところです。 今後、自治会掲示板において、地域における通常の避難所とあわせて荒川氾濫時における避難所をお知らせするポスターを掲示していただくよう、各自治会に依頼する予定です。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
18	<p>荒川の水位が高くなった場合、鴨川排水機場のポンプを止めることはあるか。 大久保地区には白神川が流れている。鴨川とつながる箇所には水門があるが、閉めた場合、近隣の住宅街が浸水してしまう。将来白神川にもポンプを設置する計画はあるか。</p>	<p>大雨時に荒川の水位が上昇した際は、埼玉県管理の鴨川排水機場のポンプを停止することはあります。 準用河川白神川が一級河川鴨川へ流入する樋門には、ゲートが設置されています。これは、鴨川の水位が上昇した際に白神川へ水が逆流するのを防ぐために設置されたものです。 現在のところ、白神川の計画高水位に対し、鴨川排水機場のポンプの始動水位が低いことから、白神川にポンプを設置する計画はありませんので、ご理解をお願いします。 【建設局 土木部 河川課】</p>
19	<p>河川の水位を確認するために電話したところ、河川(荒川・鴨川・白神川)の管轄が国・県・市と別れており、それぞれの管理者に問い合わせしてほしいとのことであった。 市民からすれば、管轄のいかんを問わず、情報を一元的に管理し提示していただきたい。</p>	<p>河川の水位等の状況に関しましては、正確な情報が伝わるよう各河川の管理者に問合せをお願いしているところです。 【建設局 土木部 河川課】</p> <p>【問合せ】 (荒川に関すること) ・国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 ・049-246-6371</p> <p>(鴨川に関すること) ・埼玉県 さいたま県土整備事務所 ・048-861-2495</p> <p>(白神川に関すること) ・さいたま市 建設局土木部 河川課 ・048-840-6230</p>

令和元年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	旧衛生研究所跡地について、現在、どのような状況になっているか。	水道局としましては配水場の更新用地として活用したいと考えています。現在は、当該用地が配水場用地として適地であるか否かの基礎調査を実施しております。 【水道局 給水部 水道計画課】
21	ごみの収集所について、従来20世帯で使っていた収集所が、様々な事情で使用できなくなってしまうケースが多く出ている。代替する場所を探しても、近隣の事情により設置が難しい場合が多い。 現在の収集車は、Uターンできないような行き止まりの道だと収集ができないという話がある。延長が何mまでであれば収集所の設置が可能であるというような基準はあるのか。	ごみの収集所を設置するにあたり、新規の設置候補場所について、地権者の了承を得るだけでなく、隣接する住民の方からも納得を得なければならないという、地域の困り具合がよくわかりました。 ごみの収集所や清掃車両は、大崎清掃事務所が管轄しておりますが、Uターンができない場所の対応については、現場によって変わってくるかと思っておりますので、事前に大崎清掃事務所と協議していただければと思います。 【環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課】
22	地域で空き家の問題が非常に大きくなっている。今後も相談していくのでお願いしたい。	くらし応援室では、空き家等の相談や情報提供をいたしますと、くらし応援室がその空き家等の状況を確認し、所有者等の方の住所・連絡先を調査しております。空き家の所有者等が判明次第、適正な管理をしていただくようお願いしております。 空き家等のお困りごとは、くらし応援室にご連絡ください。 【桜区役所 くらし応援室】
23	自治会館のある土地に関して、相続等の事情で所有者から寄付をしていただけるため、自治会の法人化を進めている。必要書類として構成員名簿を作成しなければならないが、個人情報等の関係で非常に作りづらくなっている。	今年度より構成員名簿を作成する際に必要な構成員数を「認可申請する年度の4月1日現在の加入世帯数と同等数」に改正し、自治会側の名簿作成の負担軽減を図りました。構成員名簿作成の詳細についてはコミュニティ課までご相談ください。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】
24	自治会未加入者に対し、自治会の加入を案内するにあたり、会則の提示や会費の説明等をする必要があるが、どのあたりまで情報を提供してよいか疑問がある。 自治会加入の案内の際に、各々生活があるので、タイミングが合わない等の事情で結局入ってもらい損ねている状況もある。自治会加入をお願いする際、区役所からのアドバイスや他自治会での状況を教えてほしい。	自治会未加入者に加入の説明を行う場合、会費等の根拠を示す会則を提示しながら説明することは、説明を受ける側としても安心できると思います。その際、市で作成している自治会加入促進のリーフレットを活用することも一つの手段になると考えます。 なお、区でも自治会加入促進の手段として、市報桜区版やホームページなどを利用した啓発や、自治会掲示板等のポスター掲示などを行っています。 また、転入者が区で手続きされる際に、転入者にお渡ししている「家庭ごみの出し方マニュアル」や「新生活お役立ちガイド」などの転入者に役立つパンフレット等一式の中に、自治会加入案内のリーフレットも併せて配布しています。さらに、今年3月からは、自治会へ加入した場合のメリットなどを記載したリーフレットを直接手渡しで配布するなど、自治会加入促進に対する様々な支援を積極的に実施しています。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】
25	ごみの戸別回収について、市はどう対応しているのか。	戸別回収については、「ふれあい収集」という制度があります。65歳以上の一人暮らしの方や障害のある方で一人暮らしの方を対象としています。原則として週1回、玄関先などからの収集となりますが、事前に大崎清掃事務所にご相談ください。 【桜区役所 くらし応援室】
26	区役所南側の道路について、サイデン化学アリーナで大きな大会があると路上への停車が目立つ。体育館の南に臨時駐車場があるが、その開門前に朝早くから車の渋滞の列が見かけられる。体育館の管理者に路上への停車等をご遠慮いただくよう伝えてほしい。	この件について、イベントや大会があるとき、来場者に路上停車を行わない旨利用者に周知するよう、プラザウエスト、桜図書館、記念総合体育館との連絡会議において、各施設管理者に働きかけておりますが、再度徹底してまいります。 【桜区役所 区民生活部 総務課】
27	平成31年3月28日に大谷場高木線が開通し、道場地域の生活道路や六間道路等の渋滞が緩和され、交通がスムーズになったが、区役所前から横断する箇所には横断歩道はあるが、信号機の設置をお願いできないか関係機関に働きかけてほしい。	信号機の設置の要望については、浦和西警察署も認識しています。信号機設置までの流れとしては、警察署の担当者によると、交通量のデータを約半年間集めた後、県の公安委員会に諮り、設置の可否の判断がされるとのことです。設置まで数年単位の期間を要することから、根気強く働きかけてまいります。 【桜区役所 くらし応援室】

令和元年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
28	<p>先般開通した大谷谷高木線について、周辺道路の交通量が減り、非常に良くなったが、区役所に通じる交差する2箇所に横断歩道を設置してほしい。</p>	<p>横断歩道の設置についての要望や要望書等の提出は警察署になりますが、区から浦和西警察署に今回のご意見があったことをお伝えしました。（令和元年7月） 【桜区役所 くらし応援室】</p>
29	<p>マイナンバーカードを令和4年度の段階で国民の90%が取得するという目標を立てていると聞いたが、マイナンバーカードを取得するメリットがあまり感じられない。今後何年か先にメリットが出るのか、情報があれば教えてほしい。</p>	<p>まずは写真つきの身分証明書となります。また、医療機関や子育て支援、介護などの分野にも活用できるようになる予定であり、その他にも買い物の際のポイント付与等の機能も活用していただける予定です。 【桜区役所 区民生活部 区民課】</p>
30	<p>防災訓練補助金の支給項目が今年度より①防災訓練(2万円)②避難行動要支援者名簿の活用(1万円)の2項目に分かれた。体の不自由な方や高齢者の方をサポートするために要支援者名簿を活用する必要性については理解している。 要支援者名簿を活用することを1～2年推進してから補助金の支給項目を分けるとか、従来通り3万円に、要支援者名簿を活用した自治会にプラス1万円を交付するのならわかるが、結果的に要支援者名簿を活用しないと回答した場合、1万円のペナルティを受けたという捉え方をしてしまう。今年度の方法には不満があるという自治会があることを受け止めてほしい。</p>	<p>防災訓練補助金の交付により、避難所運営訓練への参加や、自主防災組織が自らの訓練の実施を促してまいりましたが、近年、ほぼ全ての自主防災組織において、これらの訓練が実施される状況となり、補助金の廃止を含めた見直しが求められてきました。 市の厳しい財政状況の中、防災訓練補助金の制度を継続できるよう検討を行った結果、補助額の上限3万円を堅持したうえで、さらなる訓練の促進ができるよう、従来の防災訓練に加え、「避難行動要支援者名簿を活用した訓練」の実施について、各々補助金を交付するよう今年度から制度の改定を行いました。 なお、避難行動要支援者名簿については、平成27年度から避難支援関係者である自主防災組織の皆様へ配布し、個別避難支援プランの作成や名簿の活用をお願いするとともに、様々な機会を通じて周知・啓発を図ってきたところです。 また、「避難行動要支援者名簿を活用した訓練」は、自主防災組織において名簿を受領し、訪問・安否確認、移送、避難（誘導）、名簿保管場所の確認・情報共有のいずれかの訓練を実施することで、防災訓練補助金の交付要件を満たすこととし、これらの推進により、自主防災組織の共助の取組がさらに進められ、避難行動要支援者の円滑な避難につなげられるものと考えております。 防災訓練補助金制度の継続並びに自主防災組織の取組の推進について、御理解並びに引き続きご協力くださいますようお願いいたします。 【総務局 危機管理部 防災課】</p>
31	<p>3月の桜区クリーン活動と5月のごみゼロ運動で使うごみ袋が違う。同じにできないか。</p>	<p>ごみゼロ運動が清掃活動に重点を置いた事業であるのに対し、桜区クリーン活動は参加者同士が交流を図ることを通じて、地域コミュニティの醸成を推進することに重点を置いた事業です。 この2つの事業が趣旨や実施時期の異なる事業であることや、事業の実施主体が市と区で異なることなどから、ごみ袋の統一は難しい状況ですので、ご理解をお願いします。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>